

## 公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準 新旧対照表

(新)

(旧)

第1条 (同右)

(趣旨)

第1条 この基準は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づく利用請求に対して、神戸大学大学文書史料室（以下「大学文書史料室」という。）が利用決定に係る審査を行う際の基本となる事項を定めるものとする。なお、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。本基準は、国立公文書館等の基準も踏まえて運用し、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

(審査の基本方針)

(審査の基本方針)

第2条 特定歴史公文書等について利用請求があった場合には、神戸大学大学文書史料室利用等要項（平成30年3月30日制定。以下「大学文書史料室利用等要項」という。）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

第2条 特定歴史公文書等について利用請求があった場合には、神戸大学大学文書史料室利用等要項（平成30年3月30日制定。以下「大学文書史料室利用等要項」という。）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合を除き、これを利用に供するものとする。

(1)～(2) (略)

(1)～(2) (略)

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

2 (略)

2 (略)

3 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（大学文書史料室利用等要項第11条第2項）に当たっては、同要項第11条第3項の規定に基づき、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないとする考え方を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うものとする。（別添参考資料「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）

3 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（大学文書史料室利用等要項第11条第2項）に当たっては、同要項第11条第3項の規定に基づき、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うものとする。（別添参考資料「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）

4 利用制限情報の該当性の判断に当たっては、大学文書史料室利用等要項第11条第2項の規定に基づき、特定歴史公文書等に付された意見を参酌しなければならないが、「参酌」とは、移管元部局等の意見を尊重し、利用制限情報の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで大学文書史料室の長に委ねられている。

4 利用制限情報の該当性の判断に当たっては、大学文書史料室利用等要項第11条第2項の規定に基づき、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなるが、「参酌」とは、移管元部局等の意見を尊重し、利用制限情報の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで大学文書史料室の長に委ねられている。

5 (略)

5 (略)

第3条～第10条 (略)

第3条～第10条 (略)

(部分利用に関する判断基準)

(部分利用に関する判断基準)

第11条 大学文書史料室利用等要項第12条第1項で定める部分利用についての判断基準は、次のとおりとする。

第11条 大学文書史料室利用等要項第12条第1項で定める部分利用についての判断基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(1)～(2) (略)

(3) 「除く」とは、利用制限情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の黒塗

(3) 「除く」とは、利用制限情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の墨塗

り等を行い、当該内容がわからないようにすることをいう。

(4)～(8) (略)

第12条～第13条 (略)

附 則(平成30年9月28日)

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

り等を行い、当該内容がわからないようにすることをいう。

(4)～(8) (略)

第12条～第13条 (略)